

# 健康福祉委員会資料

(消防局関係)

**【議案第77号】**

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表
- ・パブリックコメント手続きの実施結果について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>○川崎市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 水源は、その水量が政令第11条第3項第1号に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては5.2立方メートル以上、<u>同項第2号イ</u>に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては2.4立方メートル以上、<u>同号ロに掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては3.2立方メートル以上の量</u>となるように設けること。</p> <p>(2) 性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、政令第11条第3項第1号に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、<u>同項第2号イ</u>に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上、<u>同号ロに掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のもの</u>とすること。</p> | <p>○川崎市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 水源は、その水量が政令第11条第3項第1号に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては5.2立方メートル以上、<u>同項第2号</u>に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては2.4立方メートル以上_____の量となるように設けること。</p> <p>(2) 性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、政令第11条第3項第1号に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、<u>同項第2号</u>に掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上_____のものとする。</p> |

一

**「川崎市火災予防条例の一部改正について」  
に対するパブリックコメント手続きの実施結果について**

**1 概要**

消防法施行令等の一部改正により、工場及び倉庫以外の建物に新規格の屋内消火栓設備が設置できることとされたことに伴い、川崎市火災予防条例の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

**2 意見募集の概要**

|         |   |
|---------|---|
| 題名      | 川崎市火災予防条例の一部改正について                                |
| 意見募集期間  | 平成25年4月3日（水）から平成25年5月2日（木）まで                      |
| 意見の提出方法 | 郵送・持参、電子メール、FAX                                   |
| 意見の周知方法 | ・本市ホームページ<br>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）<br>・各区役所（市政資料コーナー） |
| 結果の公表方法 | ・本市ホームページ<br>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）<br>・各区役所（市政資料コーナー） |

**3 結果の概要**

意見の提出はございませんでした。

**4 問い合わせ先**

川崎市消防局予防部予防課

電話 044（223）2713